

市長から市民の皆様へ

2020年4月8日更新

本市では、令和2年2月27日に、黒部市危機管理指針に基づき黒部市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症に関する各種対策、協議を図ってまいりました。

そのような中、令和2年4月7日に政府対策本部による緊急事態宣言の発出を受け、改正新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第34条第1項の規定に基づき、令和2年4月8日に黒部市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置を宣言したところであります。

本市職員に対しては、感染症対策の徹底を指示しておりますが、ここに、あらためて市民の皆様へ、次のことをお願いいたします。

- 1 富山県は緊急事態宣言の対象地域ではありませんが、予断を許さない状況であり、個人や企業等においても、感染の予防、拡大防止（密閉、密集、密接の三つの「密」を避けた行動）に向けた取り組みをお願いいたします。
- 2 緊急事態宣言の対象地域である7都府県を含む県外との往来は、緊急の場合を除き、自粛をお願いいたします。
- 3 県内の移動についても、感染リスクを回避する観点から、不要不急の外出は控えてくださるようお願いいたします。

黒部市長 大野久芳

令和2年4月9日

保護者 各位

黒部市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策について

春暖の候 保護者の皆様には、日頃より本市教育行政に対しご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。小中学校においては、開校式、始業式、入学式も終わり、児童生徒はそれぞれ、小中学校での新しい学校生活をスタートしました。

さて、県内でも新型コロナウイルス感染症の発症が確認され、保護者各位には不安に感じておられることとお察し申し上げます。本市においては、児童生徒、教職員及び市内で感染が確認されていないことから、小中学校では授業を実施いたします。そのため、これまで以上に児童生徒の健康管理に努めるとともに、感染症対策に万全を期すこととしております。ご家庭でも、毎日の検温等体調管理に努めていただくようお願いいたします。

また、発熱等の風邪の症状がある場合や基礎疾患があるなど感染が心配な場合などには、「出席しなくてもよいと認めた日（出席停止）」となりますので、学校やかかりつけ医等とご相談ください。

なお、今後、児童生徒、教職員及び市内で感染が確認された場合には、その翌日より小中学校一斉に臨時休校とすることとしており、安全メールやホームページ、電話等で連絡します。

○問合せ先：各小中学校及び黒部市教育委員会 54-2111（代）

○裏面：『市長から市民の皆様へ』（黒部市ホームページより）